

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<p>I 現状</p> <p>(1) 地域の灾害リスク</p> <p>(洪水 : ハザードマップ)</p> <p>度会町のハザードマップによると、当会が立地する町内において、町内を流れる宮川・一之瀬川の増水氾濫により 1m を超える浸水が予想される箇所に事業所が立地しているところが 12 事業所、内、2m を超える浸水が予想される箇所に事業所が立地しているところが 6 箇所ある。また、県道の冠水により通行止めが予想されるところが 5 箇所ある。</p> <p>ため池については、町内に 5 箇所あり内 3 箇所が事業所の浸水に関係する。浸水が予想される事業所は、7 事業所あり数分で各事業所 0.5m~2m の浸水予想がされる。また、長原、大野木、葛原地域については、民家にも影響があると予想されている。</p> <p>(土砂災害 : ハザードマップ)</p> <p>当町のハザードマップによると、各字山間部であるため各字に急傾斜地帯があり土砂災害が発生しやすい箇所がある。当会事業所が立地している状況は、急傾斜地崩壊危険箇所に 31 事業所、土石流危険渓流箇所に 23 事業所があり、双方の危険箇所に立地するところは、10 事業所になる。</p> <p>(地震 : J-SHIS)</p> <p>地震はハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 80% 以上の確率で発生すると言われている。</p> <p>(その他)</p> <p>町内の宮川流域では、これまでにも数々の水害に見舞わされてきた。</p> <p>特に平成 16 年、平成 23 年の大豪雨により、大雨、洪水、土砂災害等広い範囲に多大な被害を及ぼした。近年では、平成 29 年の台風 21 号においては、広範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当町では冠水道路に車両が浸水し死亡事故が発生するなど人的被害に加え、住家被害が 7 棟、土砂崩れにのぼり、県下における被害の約半数を占めた。</p>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 348人
- ・小規模事業者数 322人

内訳

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	商業・サ ービス業	133	121	急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流の影響を受けるところに25事業所ほど点在している。川の増水で浸水の影響を受けるところに2事業所が立地。
	飲食店	23	23	川の増水により浸水の影響を受けるところに4事業所4が立地。
	建設業	115	111	急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流の影響を受けるところに30事業所ほど点在している。川の増水により浸水の影響を受けるところに4事業所が立地。
	製造業	62	54	急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流の影響を受けるところに5事業所ほど点在している。
	その他	15	13	鉱業については、増水で浸水する範囲に2事業者がある。 急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流の影響を受けるところに5事業所ほど点在している。

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ハザードマップの作成、配布
- ・防災倉庫、資機材の整備
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者に対する防災マップ作成配付
- ・防災備品（非常食）の販売

II 課題

現状では緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

加えて、平時・緊急時対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会職員の不足等の課題が浮き彫りになっている。

III目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前対策>

- ・令和2年に締結した危機発生時等の支援活動に関する協定書について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱もなく応急対策等に取組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（同時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・当会は令和元年度事業継続計画を作成（添付）

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

- ・度会町との継続力強化支援事業会議（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行い、訓練は必要に応じて実施する。

< 2 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人名救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等（家屋被害や道路状況等）を当会と当町で共有する。

2) 応急対策の方針の決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

豪雨の場合・・・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

地震の場合・・・職員自身の安全の確保、状況報告を行い、気象庁等より情報収集を行い、出勤の可否について連絡を行う。

- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定する。

大規模被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

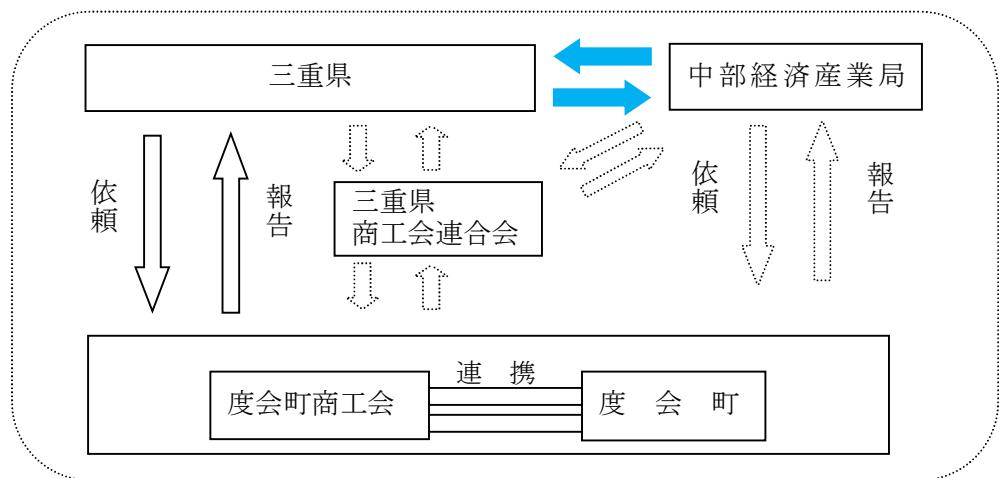
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日3回共有する
1週間～2週間	1日2回共有する
2週間～3週間	1日2回共有する
3週間～1ヶ月	1日1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集・報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算出方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会と当町が共有した被害情報を県の商工担当部署へ報告（メール又はFAX）を行う。
- ・県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（県から別途指があった場合は、その指示による。）
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途より詳細な被害額調査を行う。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、度会町と相談する。当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、度会町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・国、三重県、度会町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県、度会町、全国団体等に相談する。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

様式第3

年 月 日 () 12時00分現在

【 災害名 】にかかる被害状況報告（初動24時間）

報告団体名
記入者所属
記入者氏名
連絡先（TEL）

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状況の例
	(1)大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・<u>10%程度の事業所</u>で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、<u>比較的軽微な被害</u>が発生している。・<u>1%程度の事業所</u>で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、<u>大きな被害</u>が発生している。・被災が見込まれる地域において<u>連絡が取れない</u>、若しくは交通網が遮断されており、<u>確認ができない</u>。
	(2)被害がある	<ul style="list-style-type: none">・<u>1%程度の事業所</u>で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、<u>比較的軽微な被害</u>が発生している。・<u>0.1%程度の事業所</u>で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、<u>大きな被害</u>が発生している。
	(3)ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

備考（把握している具体的な被害等）

報告先 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 E-mail:chusho@pref.mie.lg.jp
(問い合わせ) TEL:059-224-2534 / FAX:059-224-2078

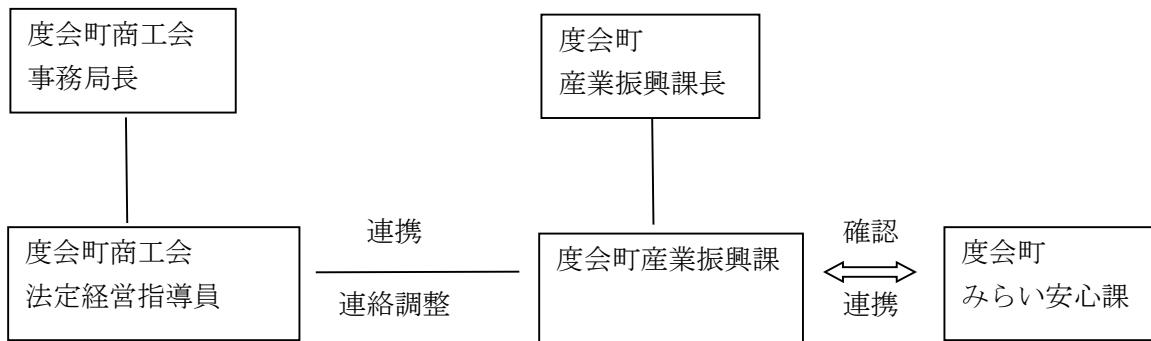
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年6月現在)

(1) 実施体制（度会町商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／度会町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／度会町商工会と度会町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

事務局長 富内 伊佐雄

TEL 0596-62-1313

E-mail i-tomiuchi@mie-shokokai.or.jp

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（毎年1回の実施）

(3) 度会町商工会／度会町連絡先

①度会町商工会

〒516-2103 三重県度会郡度会町棚橋 1436-4

TEL 0596-62-1313 FAX 0596-62-1787

E-mail

度会町商工会 watashou@amigo2.ne.jp

②度会町産業振興課

〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215-1

TEL 0596-62-2416 FAX 0596-62-1138

E-mail shinko@town.watarai.lg.jp

その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	170	200	200	200	200
・専門家派遣費	80	120	120	120	120
・協議会運営費	20	30	30	30	30
・セミナー開催	20	20	20	20	20
・パンフ、チラシ作成	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、度会町補助金、三重県補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし